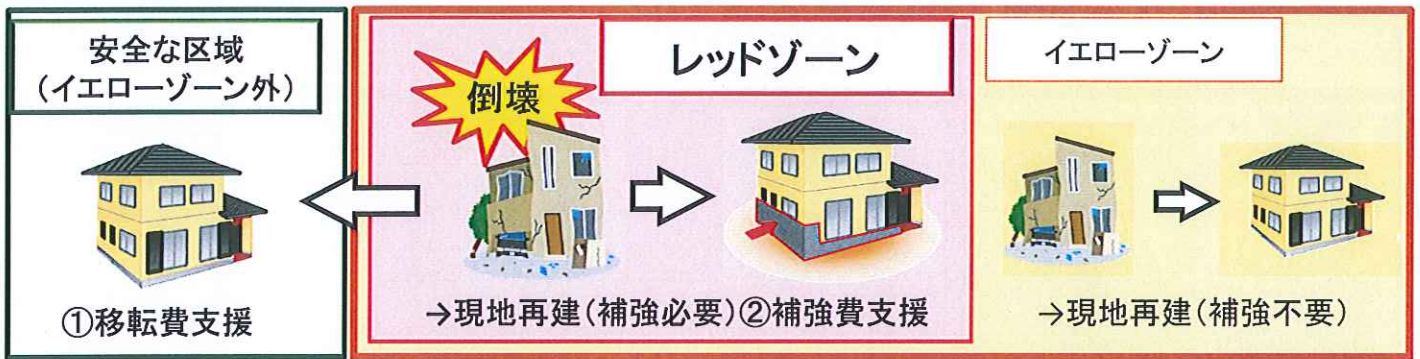


# 土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業



※基金を活用して住宅移転を加速させるとともに、住宅補強にも支援を行い、被災者の早期再建を図る

【支援対象者】レッドゾーン内の自己用住宅に区域指定前から居住し、**熊本地震により半壊以上の被害**を受け、**再建(移転・建替え)**が必要となった方

## ①住宅移転費支援

既存の移転事業(支援対象者以外)は、**継続して実施(H29年度)**

レッドゾーン・イエローゾーン以外への移転



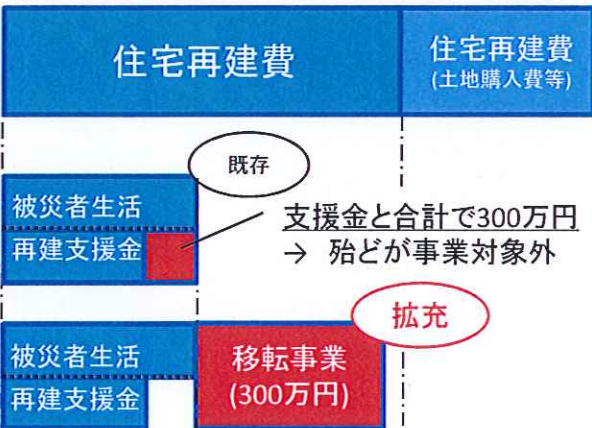
**制度拡充!**

賃貸での再建



現状  
↓  
**拡充**

(世帯)(単身)  
(世帯)(単身)



- 補助対象経費
- ・住宅除却費(危険住宅の除却、動産の移転経費等)
  - ・移転経費(建築確認等手続費用、賃貸住宅の賃貸費(1年間)等)
  - ・住宅の建設・購入費等(住宅建設・購入費、移転先の土地購入費、空き家等改修費等)

支援金と別に**上限300万円**支援

## ②住宅補強費支援

やむを得ず現地再建(建替え・部分建替え)を行う方

レッドゾーン内での再建

レッドゾーン内での再建

→ 建築基準法により補強が義務付け



補強

**新規**

補強費補助事業 (150万円)



- 補助対象経費
- 住宅補強に要する
  - ・施工費用(建築基準法で規定された住宅補強工事に要する費用)
  - ・設計費用(住宅補強工事のために必要な設計に要する費用)

現状  
↓  
**新規**

**新規創設!**

$300万円 \times 1/2 =$  **上限150万円** 支援(補強経費  $\times 1/2$ )



熊本地震による住宅被災者の皆様へ 再建時の移転費・住宅補強費を支援します

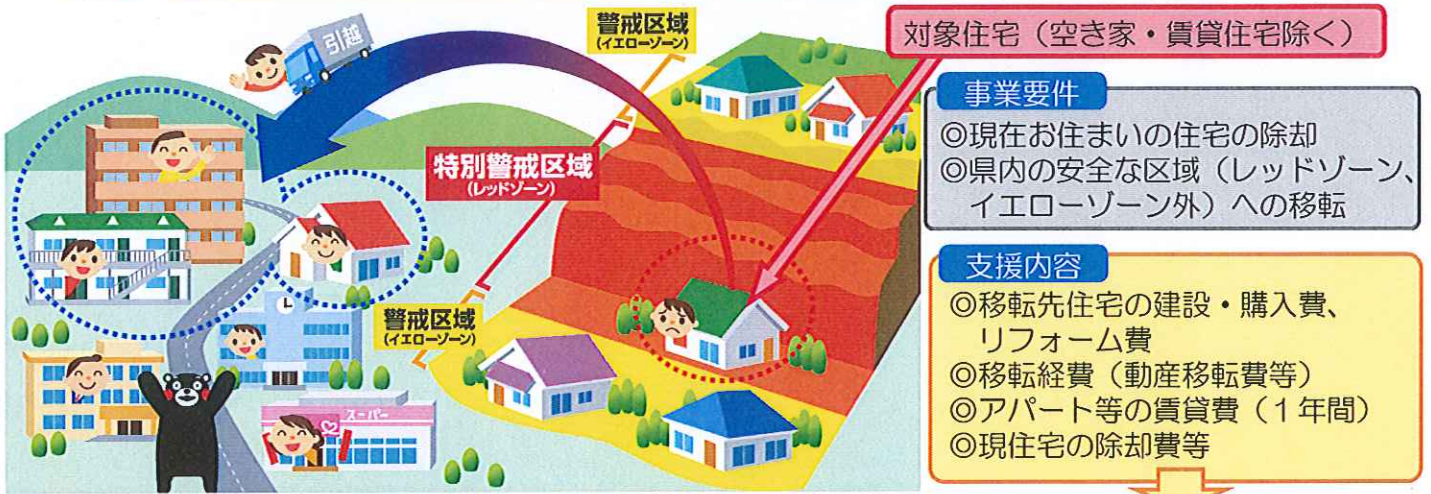
# 土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援について

- 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内に居住する方々へ、安全な区域へ移転される際の費用の一部を平成27年度から支援しています（土砂災害危険住宅移転促進事業）。

制度  
拡充！

熊本地震により被災された方（被災者生活再建支援制度\*の受給対象者）へも支援対象を広げました。

\* 被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する制度



レッドゾーンとは 土砂災害特別警戒区域（建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域）

イエローゾーンとは 土砂災害警戒区域（土砂災害のおそれがある区域）

**事業要件**  
 ◎現在お住まいの住宅の除却  
 ◎県内の安全な区域（レッドゾーン、イエローゾーン外）への移転

**支援内容**  
 ◎移転先住宅の建設・購入費、リフォーム費  
 ◎移転経費（動産移転費等）  
 ◎アパート等の賃貸費（1年間）  
 ◎現住宅の除却費等

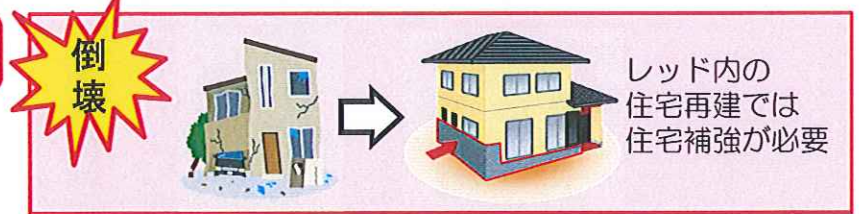
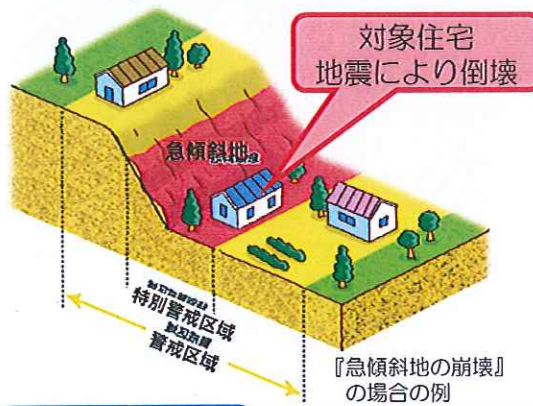
**最高300万円**

- 事業（再建）に着手されている場合、又は完了している場合も事業の対象となります。

移転が困難で、やむを得ず現地再建をされる方へ

**新規創設**

- 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内で住宅を再建される際は、建築基準法で規定された住宅補強が必要です。これらの補強費用の一部を支援します。



**支援内容** ◎住宅補強の工事に要する費用  
 ◎住宅補強のために必要な設計に要する費用

**最高150万円（上記費用×1/2）**

**お問い合わせ**  
 ●●市町村●●課  
 ◎熊本県砂防課 防災管理班（手続全般） TEL:096-333-2553  
 ◎熊本県建築課 建築物安全推進班（補強方法） TEL:096-333-2535

熊本県住宅移転 検索  
 ご自宅がレッドゾーン内かは、各地域振興局土木部、お住まいの市町村、県ホームページから確認できます。  
 熊本県土砂災害情報マップ 検索